

2009年11月23日

消費者庁長官 内田俊一殿

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

「不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令」（消表対第47号）について質問書

私は、食のコミュニケーション円卓会議という市民団体の代表をしています。食の安全やリスクコミュニケーションに関心を持っている、市民・消費者が集まり、学びや意見交換を通して、より良いコミュニケーションのあり方を探り、得られた成果を社会に向けて発信することを目的に4年目の活動をしています。

先日、平成21年11月10日付で株式会社ファミリーマート 代表取締役宛に出されました、「不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令」（消表対第47号）に関連して質問があります。ご一読いただき、ご回答下さるようお願い致します。

なお、ファミリーマート社に対する措置命令自体に異論はありません。

【質問①】

「2 事実(2)」の中で、「**ウ 我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、一般的に安全性が高い等として一般消費者に好まれる傾向にある。**」は、一部のそのような風潮があるのは事実だと思われまます。それが「3 法令の適用」において優良誤認の根拠とされています。

しかし、疑問点は「3 法の適用」において、「**実際のものより著しく優良であることを示すことにより**」と断定していますが、本当に我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、「著しく優良である」ということができるのでしょうか。その根拠はありますか？もし根拠があるなら、それを示す具体的な文献等をお教え下さい。

【質問②】

貴庁が「**我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、一般的に安全性が高い等として**」と述べられた部分は、一般消費者の意識について「**事実**」として指摘したものにすぎませんが、あたかも消費者庁が「**日本産の鶏肉は外国産より安全**」と認めているような印象を与えます。その結果、消費者の一部が、実際に外国産の鶏肉は国産より危険だと受け取るおそれがあります。実際の安全性について、科学的な事実はどうなのかを書き添えていただきたかったと思います。この点につきまして、貴庁ではどのようなお考えをお持ちなのでしょう？

【質問③】

質問②に関連して、実際に外国産（今回の場合ブラジル産）の鶏肉が国産より安全性が低いのであれば、ブラジルに対して改善を申し入れる等の措置をとるべきと考えます。これは貴庁の業務ではないかもしれませんが、速やかにそのような動きをするべきではないでしょうか？

【意見】

私は、一部の消費者が持つ不安の意識が、科学的な事実に基づく実際の安全性と乖離している場合においては、貴庁からその乖離を埋める情報を消費者に丁寧に提供していただきたいと願っています。貴庁が課題とされている「消費者の自立」や「消費者教育の推進」のためには、今回のような事例を十分に生かして、真の消費者利益に叶うような方向へ促すことも、非常に重要なお役目なのではないかと考えています。

今回の事例では、国産鶏肉使用と書いておきながら、実はブラジル産を使用していたという点で、確かに処分に相当するでしょうから、ファミリーマート社に対する措置命令自体に異論はありません。

しかしながら、今回の事例では、優良誤認とみなす理由として列挙された「事実」の一つとして、「我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、一般的に安全性が高い等として」と一部の消費者の意識がそのまま述べられている一方で、実際の安全性がどうであるかという記載がなく、消費者を混乱させ、不安を増強するおそれがあります（実際に根拠があるかどうかは質問①でお尋ねしておりますので、ご回答をお願いいたします）。

もし、実際には安全性に差がないとしたら、このような文章が安易に書かれること自体が優良誤認を助長しているように思いますし、「不当景品類及び不当表示防止法」の目的（第1条 「(前略)一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について(後略)」は反することにならないかと危惧します。すなわち、食品安全基本法第九条にある消費者の役割「消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、(後略)」を阻害する要因ともなりかねないのではないのでしょうか。

科学的事実と乖離した過大な不安を抱くことにより、不利益を被るのは他ならぬ消費者です。貴庁におかれましては、消費者意識を尊重されることは大切なことですが、消費者に不必要な不安や誤解がある場合は、安全性を担保する科学的な事実を提供して、不安や誤解を解消することこそが消費者利益にかなうということを考慮された上で、適切な情報提供をなさいますよう、お願いいたします。

回答先

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

ご多忙中お手数かけますが、ご回答は2週間程度（12月7日）をめぐりに文書でお願いいたします。郵送、e-mailのいずれでも構いません。

なお、本質問状は、提出したこととその内容を当会のホームページ <http://food-entaku.org/> に掲載し、一般に公開致します。貴庁からのご回答につきましても、その有無も含めて同様に公開させていただく場合があります。予めご了承下さるようお願い申し上げます。

以上